

5. 病院の受診方法

1) 大学病院等利用

学生が在学中、疾病・ケガ等により大学病院を受診する際は、事前に受診を希望する科の受付に電話連絡する。正課中及び課外活動等における傷害については、医療費の減免が受けられるので、必ず看護学部事務室に申し出る。

なお、受診の際は必ず保険証と受診券を提示する。

その他、病院受診について不明なことは、看護学部事務室又は保健センターに問い合わせる。

2) 大学病院受診の手順

【受付時間】

一般外来：月曜～土曜（第3土曜を除く） 8：00～13：00

救急外来：平日 16：30～翌日 8：30

日曜、祝日、第3土曜日、年末年始(12/29～1/3)、開学記念日(4/23)：

9：00～翌日 9：00

【受付】

- ◆ 初めて受診する場合又は受診歴はあるが受診する診療科が初めての場合
病院正面「①番初診受付」で診療申込書内の赤枠内に必要事項を記入し、保険証とともに学生証を提出する。
- ◆ 再診で受診する場合（予約がある場合）
予約指定時刻までに、自動再来受付機で受付を済ませてから、受診券・予約票・受付票を診療科外来窓口へ提出する。
- ◆ 再診で受診する場合（予約がない場合）
病院正面「②番再診受付」で保険証と受診券・学生証を提示し手続きをしてから、受診券・受付票・学生証を診療科外来窓口へ提出する。
- ◆ 時間外診療を必要とする場合
 - ・救急外来を受診する場合は、事前に電話連絡（0282-87-2199）をする。
 - ・保険証・受診券（受診歴がある場合）・学生証を持参する。
 - ・会計は時間外救急部にて支払いをするが、診療内容により概算となることがある。概算となった場合には、後日外来会計窓口で清算する。
(平日 8:50～16:00 に⑦番会計窓口で、領収書及び保険証を提示し精算する。)
- ◆ 何科を受診したらよいか分からない場合
病院正面の「総合案内」で相談する。

◆ 入院手続きをする場合

入院受付に保険証、受診券及び学生証を提示する。

(学生証を提示することにより室料の減免が受けられる)

◆ 受診券を紛失又は忘れた場合

病院正面「①番初診受付」又は「②番再診受付」に申し出て再交付等を受ける。

・紛失：再交付(手数料220円)

・忘れ：仮受診券(手数料55円)

なお、埼玉医療センター、日光医療センターで受診する場合は、受診方法を事前に確認しておく。

6. 奨学金

1) 獨協医科大学助産学専攻科奨学金

獨協医科大学助産学専攻科奨学金は、助産学専攻科に在籍する学生のうち、人物・学業ともに優秀で、かつ健康でありながら、経済的理由により修学が困難であると認められた者に対し選考の上、貸与する。

- ・奨学金の額 月額 50,000円以内(10,000円単位)
- ・貸与の期間 奨学金の貸与期間は、奨学生に採用した翌月から入学月に遡って修了の月までとする。ただし、正規の修業年限の範囲内とする。
- ・利息 在学中、修了後を問わず奨学金には利息を付さない。ただし、奨学金返還時において償還遅延が生じた場合は、延滞利息を付すものとする。

申請の受付時期は、毎学年度4月とし、掲示板に公示する。

その他、詳細については、規程および施行細則を参照する。不明な点は、看護学部事務室に問い合わせる。

2) 獨協医科大学助産学専攻科特別奨学金

獨協医科大学助産学専攻科特別奨学金は、助産学専攻科に在籍する学生のうち、修了後、獨協医科大学病院及び獨協医科大学埼玉医療センターのいずれかに看護職として従事する意志のある学生に対し選考の上、貸与する。

- ・貸与要領 当該年度の授業料を一括して貸与する
- ・利息 在学中、修了後を問わず特別奨学金には利息を付さない。ただし、特別奨学金返還時において返還に遅延が生じた場合は、遅延利息を付すものとする。

- ・返還免除 特別奨学生が専攻科を修了後、本学病院のいずれかに看護職として2年間従事した場合には、特別奨学金の返還を免除する。

申請の受付時期は、毎学年度5月とし、掲示板に公示する。

その他、詳細については、規程および施行細則を参照する。不明な点は、看護学部事務室に問い合わせる。

3) 日本学生支援機構奨学金 (<https://www.jasso.go.jp>)

学業・人物ともに優秀かつ健康であって、経済的理由により修学が困難な学生のうち、大学から推薦された者について選考の上、採用される。

なお、採用後であっても、学業が不振になったり、大学内外の規律を乱したりするなど、奨学生として適当でないと認められるときには、奨学金の交付が停止されることや、打ち切られることがある。また、家計が好転したときは、奨学金を辞退してもらうことになる。

奨学金の種類		金額	
貸与奨学金 (返還必要)	第一種奨学金 (無利息)	月額	貸与額は、通学形態（自宅・自宅外）による。
	第二種奨学金 (有利息)	月額	2万円～12万円の間で1万円単位で選択。
	入学時特別増額貸与奨学金 (利息付)	月額	10万円～50万円の間で10万円単位で選択。

奨学生の募集は都度掲示により周知するので、希望者は看護学部事務室で必要書類の交付を受けて所定の手続きをとる。

4) その他の修学金制度

各自治体（都道府県・市町村等）が独自に行う修学金制度については、募集の案内があった場合に、都度掲示で知らせる。